

議案第47号

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令(案)
新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>○三次市立学校教職員定期健康診断実施要領 平成16年4月1日教育委員会訓令第12号</p> <p>第4 実施の時期 健康診断は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。)第12条により、毎年度三次市教育委員会教育長が定める適切な時期に実施する。<u>ただし、長期研修受講中の者、育児休業中の者、退職者等については、当該事由がなくなり、復帰・復職等した後、速やかに実施する。</u></p> <p>第5 検査項目及び受診対象者 検査項目及び受診対象者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">受診対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定健康診査に伴う問診</td> <td>当該年度内に40歳以上となる者</td> </tr> <tr> <td>② 身長</td> <td>全員(できるだけ実施する。)</td> </tr> <tr> <td>③ 体重</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 腹囲</td> <td>・当該年度内に35歳となる者</td> </tr> <tr> <td>・当該年度内に40歳以上となる者</td> </tr> <tr> <td>・上記以外の者で受診を希望する者</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	受診対象者	① 特定健康診査に伴う問診	当該年度内に40歳以上となる者	② 身長	全員(できるだけ実施する。)	③ 体重	全員	④ 腹囲	・当該年度内に35歳となる者	・当該年度内に40歳以上となる者	・上記以外の者で受診を希望する者	<p>○三次市立学校教職員定期健康診断実施要領 平成16年4月1日教育委員会訓令第12号</p> <p>第4 実施の時期 健康診断は、学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号。以下「規則」という。)第12条により、毎年度三次市教育委員会教育長が定める適切な時期に実施する。</p> <p>第5 検査項目及び受診対象者 検査項目及び受診対象者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">検査項目</th> <th style="text-align: center;">受診対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定健康診査に伴う問診</td> <td>当該年度内に40歳以上となる者</td> </tr> <tr> <td>② 身長</td> <td>全員(できるだけ実施する。)</td> </tr> <tr> <td>③ 体重</td> <td>全員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 腹囲</td> <td>・当該年度内に35歳となる者</td> </tr> <tr> <td>・当該年度内に40歳以上となる者</td> </tr> <tr> <td>・新規採用者 ・上記以外の者で受診を希望する者</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	受診対象者	① 特定健康診査に伴う問診	当該年度内に40歳以上となる者	② 身長	全員(できるだけ実施する。)	③ 体重	全員	④ 腹囲	・当該年度内に35歳となる者	・当該年度内に40歳以上となる者	・新規採用者 ・上記以外の者で受診を希望する者
検査項目	受診対象者																								
① 特定健康診査に伴う問診	当該年度内に40歳以上となる者																								
② 身長	全員(できるだけ実施する。)																								
③ 体重	全員																								
④ 腹囲	・当該年度内に35歳となる者																								
	・当該年度内に40歳以上となる者																								
	・上記以外の者で受診を希望する者																								
検査項目	受診対象者																								
① 特定健康診査に伴う問診	当該年度内に40歳以上となる者																								
② 身長	全員(できるだけ実施する。)																								
③ 体重	全員																								
④ 腹囲	・当該年度内に35歳となる者																								
	・当該年度内に40歳以上となる者																								
	・新規採用者 ・上記以外の者で受診を希望する者																								

	<p>(ただし、 妊娠中の女子教職員その他の教職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である教職員及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した教職員[BMIが22未満である教職員に限る。]については検査を省略することができる。)</p>
⑤ 視力及び聴力	全員
⑥ 結核の有無	
⑦ 血圧	
⑧ 尿	
⑨ 胃の疾病及び異常の有無	<p>当該年度内に40歳以上となる者 (妊娠中の教職員は除く。)</p>
⑩ 貧血検査	・当該年度内

	<p>(ただし、 妊娠中の女子職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である職員及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員[BMIが22未満である職員に限る。]については検査を省略することができる。)</p>
⑤ 視力及び聴力	全員
⑥ 結核の有無	
⑦ 血圧	
⑧ 尿	
⑨ 胃の疾病及び異常の有無	<p>当該年度内に40歳以上となる者 (妊娠中の教職員は除く。)</p> <p>・上記以外の希望者</p>
⑩ 貧血検査	・当該年度内

⑪ 肝機能検査	に35歳となる者
⑫ 血中脂質検査	・当該年度内に40歳以上となる者
⑬ 血糖検査	となる者
⑭ 心電図検査	・上記以外の者で受診を希望する者
○ その他の疾病及び異常の有無	全員

⑪ 肝機能検査	に35歳となる者
⑫ 血中脂質検査	・当該年度内に40歳となる者
⑬ 血糖検査	となる者
⑭ 心電図検査	・新規採用者 ・上記以外の者で受診を希望する者
○ その他の疾病及び異常の有無	全員

第6 実施の方法

健康診断の方法及び技術的基準は、規則第7条及び第14条並びに「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について（平成6年12月8日付け文体学第168号文部省体育局長通知）」による。

1 特定健康診査に伴う問診 40歳以上の者については、質問票（様式第1号）により行う。

2 身長については、20歳以上の者においては、検査項目から除くことができることとなっているが、できるだけ実施する。
（BMI指数を算定する必要があるため）

3 聴力

（1） 35歳、40歳及び45歳以上の者については、オージオメーターを用い、1,000ヘルツについては30デシベルの、4,000ヘルツについては40デシベルの音圧の音が聞こえるかどうかについて検査する。

（2） （1）以外の者については、音叉による検査など医師が適当と認める方法により行

第6 実施の方法

健康診断の方法及び技術的基準は、規則第7条及び第14条並びに「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について（平成6年12月8日付け文体学第168号文部省体育局長通知）」による。

1 特定健康診査に伴う問診 40歳以上の者については、質問票（様式第1号）により行う。

2 身長については、20歳以上の職員においては、検査項目から除くことができることとなっているが、できるだけ実施する。
（BMI指数を算定する必要があるため）

3 聴力

（1） 35歳、40歳及び45歳以上の者については、オージオメーターを用い、1,000ヘルツについては30デシベルの、4,000ヘルツについては40デシベルの音圧の音が聞こえるかどうかについて検査する。

（2） （1）以外の者については、音叉による など医師が適当と認める方法により行

う。
4 腹囲 別表の方法により行う。

5 結核の有無

(1) 第一次検査

次の者を除いて胸部エックス線検査(直接撮影)により実施する。

ア 結核性疾患により療養・休職中の者

イ 長期研修受講中等の者

なお、これらの事由により受診できなかった者は、当該事由がなくなった後速やかに実施する。

(2) 第二次検査

次の者に対し、胸部エックス線検査(直接撮影)及び喀痰検査により実施し、必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

ア 第一次検査の結果、病変の発見された者及びその疑いのある者

イ 結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者

6 血圧

検査は、水銀血圧計を用い、原則として、右腕について聴診法により行う。

7 尿

(1) _____試験紙法により尿中の蛋白、糖及び潜血の3種について行い、採尿後5時間以内に検査を完了することを原則とする。

(2) 原則として、随時の採尿とする。ただし、受託健診機関の承諾を得た場合は早朝第

う。
4 腹囲 別表の方法により行う。

5 結核の有無

(1) 第一次検査

次の者を除いて胸部エックス線検査_____により実施する。

ア 結核性疾患により療養・休職中の者

イ 長期研修受講中等の者

なお、これらの事由により受診できなかった者は、当該事由がなくなった後速やかに実施する。

(2) 第二次検査

次の者に対し、胸部エックス線検査_____及び喀痰検査により実施し、必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。

ア 第一次検査の結果、病変の発見された者及びその疑いのある者

イ 結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者

6 血圧

検査は、水銀血圧計を用い、原則として、右腕について聴診法により行う。

7 尿

(1) 第一次検査は、試験紙法により尿中の蛋白、糖及びウロビリノーゲンの3種について行い、採尿後5時間以内に検査を完了することを原則とする。

(2) 第一次検査後判定結果を求め、蛋白等陽性者については、第二次検査を実施する。

一尿の採尿をすることができ
る。

8 胃の疾病及び異常の有無

(1) 妊娠可能年齢にある女子
教職員については、問診等
を行ったうえで医師が検査する
かどうかを決定する。

(2) 検査は、胃部エックス線
検査(直接撮影)により行う。

9 貧血検査

検査は、血色素量及び赤血球
数について行う。

10 肝機能検査

検査は、GOT(血清グルタ
ミックオキサロアセチクトラ
ンスアミラーゼ)、GPT(血
清グルタミックピルビクトラ
ンスアミラーゼ)、 γ -GTP
(ガンマーグルタミルトランス
ペプチターゼ)について行う。

11 血中脂質検査

検査は、原則として空腹時に
行い、低比重リポ蛋白コレステ
ロール(LDLコレステロール)、
高比重リポ蛋白コレステ
ロール(HDLコレステロール)
及び血清トリグリセライドの量
について行う。

12 血糖検査

検査は、ヘモグロビンA1C
について行う。

13 心電図検査

検査は、安静時の12誘導心電
図により行う。

第7 事後措置

教職員の健康管理については、
定期健康診断の機会をとらえ、疾
病及び異常について関心を持た

8 胃の疾病及び異常の有無

(1) 妊娠可能年齢にある女子
教職員については、問診等
を行ったうえで医師が検査する
かどうかを決定する。

(2) 検査は、胃部エックス線
検査_____により行う。

9 貧血検査

検査は、血色素量及び赤血球
数について行う。

10 肝機能検査

検査は、GOT(血清グルタ
ミックオキサロアセチクトラ
ンスアミラーゼ)、GPT(血
清グルタミックピルビクトラ
ンスアミラーゼ)、 γ -GTP
(ガンマーグルタミルトランス
ペプチターゼ)について行う。

11 血中脂質検査

検査は、原則として空腹時に
行い、低比重リポ蛋白コレステ
ロール(LDLコレステロール)、
高比重リポ蛋白コレステ
ロール(HDLコレステロール)
及び血清トリグリセライドの量
について行う。

12 血糖検査

検査は、原則として空腹時に
行う。ただし、食事摂取後に検
査する場合は、医師がその影響
を考慮して検査結果を評価する
こと。

13 心電図検査

検査は、安静時の12誘導心電
図により行う。

第7 事後措置

教職員の健康管理については、
_____健康診断の機会をとらえ、疾
病及び異常について関心を持た

せ、疾病の予防等を積極的に行うよう助言する。

1 所見の作成

(1) 所属長は、健康診断終了後3箇月以内に健康診断票を医師（保健管理医又は産業医）に提出し、指導区分の作成を依頼するものとする。

(2) 医師（保健管理医）は、健康診断の結果をもとに、規則第16条第1項に規定する指導区分及び必要と認めた場合は所見を、健康診断票の指導区分欄に記載し押印するものとする。

2 事後指導等

(1) 所属長は、医師（保健管理医）が決定した指導区分に応じて、規則第16条第2項の規定により事後措置を決定し、その内容を健康診断票の事後措置欄に記載するものとする。

(2) 所属長は、定期健康診断の結果及び事後措置等について、速やかに教職員に通知するものとする。

(3) 所属長の指示した事後措置について異議のある者は、指示を受けた日から15日以内に健康診断の事後措置に対する再審査願（様式第2号）により、三次市教育委員会教育長に再審査を申し出ることができる。

3 保健指導

所属長は、医師（保健管理医又は産業医）による保健指導を実施する。

4 他の健診機関等で受けた健康診断結果の取扱い

せ、疾病の予防等を積極的に行うよう助言する。

1 所見の作成

(1) 所属長は、健康診断終了後3箇月以内に健康診断結果を医師（保健管理医）に提出し、指導区分の作成を依頼するものとする。

(2) 医師（保健管理医）は、健康診断の結果をもとに、規則第16条第1項に規定する指導区分及び必要と認めた場合は所見を、健康診断票の指導区分欄に記載し押印するものとする。

2 事後指導等

(1) 所属長は、医師（保健管理医）が決定した指導区分に応じて、規則第16条第2項により事後措置を決定し、その内容を健康診断票の事後措置欄に記載するものとする。

(2) 所属長は、健康診断結果及び事後措置等について、速やかに職員に通知するものとする。

(3) 所属長の指示した事後措置について異議のある者は、指示を受けた日から15日以内に健康診断の事後措置に対する再審査願（様式第2号）により、三次市教育委員会教育長に再審査を申し出ることができる。

3 他の健診機関等で受けた健康診断結果の取扱い

所属長は、他の健診機関等で健康診断を受診し、その結果を記載した書面をもってこの訓令で規定する定期健康診断を受診しない者については、その結果を健康診断票に転記し、この訓令による定期健康診断に準じて取り扱うものとする。

第8 健康診断票の取扱い

1 作成

規則第15条に定める職員健康診断票（様式第3号）を作成する。

2 記入方法

(1) 「身長」、 「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位まで記入すること。

(2) 「BMI」の欄 体重(kg) / (身長(m))²で算出し、小数第1位まで記入すること。

(3) 「視力」の欄 裸眼視力をかっこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをかっこ内に記入する。

(4) 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。

(5) 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線の右下に記入する。

(6) 「尿」の欄 尿中に蛋白、糖又は潜血を検出した場合は、それぞれの欄に結果記号(+等)を記入する。

(7) 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

所属長は、他の健診機関等で健康診断を受診し、その結果を記載した書面をもってこの訓令で規定する健康診断を受診しない者については、その結果を健康診断票に転記し、この訓令による健康診断に準じて取り扱うものとする。

第8 健康診断票の取扱い

1 作成

規則第15条に定める職員健康診断票（様式第3号）を作成する。

2 記入方法

(1) 「身長」、 「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位まで記入すること。

(2) 「BMI」の欄 体重(kg) / (身長(m))²で算出し、小数第1位まで記入すること。

(3) 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。

(4) 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に最小血圧を斜線の右下に記入する。

(5) 「尿」の欄 尿中に蛋白、糖又はウロビリノーゲン、その他を検出した場合は、それぞれの欄に結果記号(+等)を記入する。

(6) 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の有無を記入する。

(8) 「血液検査時間」及び「食事の有無」の欄 検査結果が適正に評価できるよう該当箇所に○印を記入する。

(9) 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。

(10) 「指導区分」の欄 医師(保健管理医又は産業医)が規則第16条第1項の規定により事後措置について必要な指導事項を記入押印する。

(11) 「事後措置」の欄 所属長が、規則第16条第2項の規定により行った事後措置の内容について記入する。

(12) 「再・精密検査結果」の欄 有所見項目等について、再検査・精密検査等を行った場合は、その結果を記入する。

(13) 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。

(14) 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。なお、休職等の事由によって健康診断を受けなかった者があるときは、その旨を記入する。

(15) 上記のほか、各欄の記入は規則第4条に定める就学時健康診断票の各「(注書)」による。

3 健康診断票及び質問票の送付及び保存期間

(1) 5年間保存する。

(2) 教職員が転任した場合は、転任先の所属長宛に速やかに送付する。

(3) 保存期間は、当該教職員

(7) 「血液検査検査時間」及び「食事の有無」の欄 検査結果が適正に評価できるよう該当の箇所に○印を記入する。

(8) 「指導区分」の欄 医師(保健管理医)が規則第16条第1項の規定により事後措置について必要な指導事項を記入押印する。

(9) 「事後措置」の欄 所属長が、規則第16条第2項の規定により事後措置を行った内容について記入する。

(10) 上記の外、各欄の記入は規則第4条に定める就学時健康診断票の各「(注書)」による。

3 健康診断票及び質問票の送付及び保存期間

(1) 教職員が転任した場合は、転任先の所属長宛に速やかに送付する。

(2) 保存期間は、当該教職員

<p>が離職後5年を経過するまで 保存する。</p>	<p>が離職後5年を経過するまで 保存する。</p>
<p>第9 実施結果の提供</p> <p>1 所属長は、公立学校共済組合等の医療保険者から特定健康診査に関する記録等の提供を求められた場合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定により、当該記録の写しを提供するものとする。</p> <p>2 所属長は、定期健康診断の受診案内や受診会場の掲示等において、当該記録の写しを医療保険者に提供する旨を明記するものとする。</p>	<p>第9 実施結果の提供</p> <p>1 所属長は、公立学校共済組合等の医療保険者から特定健康診査に関する記録等の提供を求められた場合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第27条第3項の規定により、当該記録の写しを提供するものとする。</p> <p>2 所属長は、定期健康診断の受診案内や受診会場の掲示等において、当該記録の写しを医療保険者に提供する旨を明記するものとする。</p>
<p>第10 実施結果の報告</p> <p><u>定期健康診断実施後</u>の結果については、公立学校教職員定期健康診断実施報告書により、別に指示する期限までに、広島県教育委員会に報告する。</p>	<p>第10 実施結果の報告</p> <p><u>健康診断実施後</u>の結果については、公立学校教職員定期健康診断実施報告書により、別に指示する期限までに、広島県教育委員会に報告する。</p>
<p>第11 <u>所属長及び定期健康診断の業務に従事する者は、受診する教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>第12 その他</p> <p>この訓令に定めるもののほか、教職員の健康診断の実施に関して必要な事項は、三次市教育委員会教育長が別に定めるものとする。</p> <p>様式第3号（第8関係） 別紙のとおり</p>	<p>第11 その他</p> <p>この訓令に定めるもののほか、教職員の健康診断の実施に関して必要な事項は、三次市教育委員会教育長が別に定めるものとする。</p> <p>様式第3号（第8関係） 別紙のとおり</p>